

健康保険の被保険者証でも 臓器提供の意思表示ができるように

～あなたの意思で救える命があります～

「改正臓器移植法」の平成22年7月からの施行にともない、健康保険法施行規則の一部が見直され、健康保険被保険者証の裏面に臓器提供に関する意思表示欄を設ける改正が実施されました。

当健保組合では、経過措置により現在の被保険者証の様式が認められていることから当分の間再発行の予定はありません。

平成22年9月以降の新規取得者については、臓器提供意思表示シール付きリーフレットを被保険者証と同時に配布し、既に被保険者証を交付されている方については希望する方に当健保組合から臓器提供意思表示シールをお送りします。

臓器提供に関しては、提供したい意思も提供したくない意思も尊重されています。万一の場合に備えて、自分の意思が分かるようにしておくことも必要ですが、ご家族と臓器提供に関する意思の確認をしておくことも大切です。これを機会に、ご家族と一緒に臓器移植医療や臓器提供について考えてみてはいかがでしょうか。



〈被保険者証の記載事項〉

(改正前)

注 意 事 項

1. この証の交付を受けたときは、住所欄に住所を自署して大切に保管してください。
2. 保険医療機関等で受診するときには、必ずこの証を窓口へ提出してください。
3. 被保険者の資格が無くなったとき又はその被扶養者でなくなったときは、5日以内にこの証を事業主に返してください。
4. 証(表面)の記載事項に変更があった場合には、すぐに事業主を経由して健康保険組合にて訂正を受けてください。
5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

住 所

住所

(改正後)

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ずこの証をその窓口で渡してください。

住 所
備 考

住所
備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることが出来ます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

〈1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。〉

【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

【特記欄：

署名年月日： 年 月 日

本人署名(自筆)：

家族署名(自筆)：

意思表示 シール

私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

〈提供したくない臓器があれば×をつけてください。〉【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

【特記欄：

(署名)

(署名年月日)

私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

〈提供したくない臓器があれば×をつけてください。〉【腎臓・膵臓・眼球】

【特記欄：

(署名)

(署名年月日)

私は、臓器を提供しません。

(署名)

(署名年月日)

※自分の意思に合う
シールを選んで記
入し、被保険者証
に貼ります。

臓器移植やドナー登録などの詳細については、

(社)日本臓器移植ネットワークのホームページ (<http://www.jotnw.or.jp/>) をご覧ください。